

目 次

告 示	ページ
10 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分 の一部改正 .....	1

告 示

**新潟県市町村総合事務組合告示第 10 号**

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成 16 年告示第 5 号）の一部を次のとおり改正し、新潟市事務所の項に係る変更については平成 26 年 6 月 16 日から実施した。

平成 26 年 7 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務の(2) 収納代理金融機関の表新潟市事務所の項中

「	「	〃	新潟東支店	〃	木戸支店	」
を	「	〃	南新潟支店	〃	木戸支店	」

に改める。